

# プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

令和8年3月27日

福島県文化振興課長

業務名	アートで広げる子どもの未来プロジェクト業務委託
質 問 事 項	
<p>仕様書に記載の「リーフレット・ガイドブック等(ケ)」および、「記録集(5)」につきましては、各項目において求められる記載事項を満たしている場合、ひとつに統合して作成・提出することは可能でしょうか。また、それぞれの配布・提出時期について、指定がございましたら併せてご教示いただけますと幸いです。</p> <p>(以下仕様書より引用)</p> <p>(ケ) アート(作品づくり)のワークショップの実施実績が少ない、又は実施実績のない学校や文化施設、放課後児童クラブ等の活動の参考となる記録(活動のねらいや、上記からクの過程を通じて得られる子ども達の感性や創造性を育む手法、成果をまとめたリーフレット・ガイドブック等)を作成し、配付すること。なお、作成部数は500部程度とするが委託者と協議の上決定することとする。</p> <p>(5) 参加者向け報告書の作成</p> <p>ワークショップ終了後には記録集(冊子等)を作成し、ワークショップ参加者、講師及び関係機関に配布すること。なお、作成部数は200部程度とするが、委託者と協議の上決定することとする。</p>	
回 答 事 項	
<p>参加者向けに作成する報告書と異なり、リーフレット・ガイドブックはより広い対象へ配布することを想定しているため、部数の設定を変えています。なお、求められる記載事項を満たしている場合は、統合しての作成も可能ですが、作成・配布部数は700部程度で積算してください。</p> <p>配布・提出時期については、2月から3月頃を目途としております。</p>	
質 問 事 項	
<p>仕様書に記載の「実施報告書(ク)」につきましては、各ワークショップ実施後ごとに作成・提出する想定でしょうか。それとも、事業終了時にまとめて提出する想定となりますでしょうか。</p> <p>(以下仕様書より引用)</p> <p>(ク) ワークショップ実施後は、目的や目標の達成度合いについて、アーティスト、学校、施設等と振り返りを行い、委託者に実施報告書を提出すること。</p>	

回 答 事 項
各ワークショップ実施後に提出いただきます。
質 問 事 項
<p>「(2) ワークショップの運営補助」に係る活動費用 (※) につきましては、各館の予算からの支出対象に含まれる認識でよろしいでしょうか。</p> <p>(※) 例：撮影代などの広報費、運営補助に係る交通費・人件費など</p>
回 答 事 項
撮影代等の事業に関する経費は、各館のプログラムに係る経費より支出してください。運営補助等のスタッフに係る経費は、委託費全体からの支出となります。
質 問 事 項
<p>業務委託仕様書 (案) 2 委託業務の目的 で、下記の記載がありますが、お互いの価値観というのは参加する子どもたち同士だけを意味しているのでしょうか？大人も参加して、大人たちとも価値観の共有を図ることも考えて良いのでしょうか？</p> <p>「ワークショップでは、子どもたちの知識の蓄積だけではなく、お互いの価値観を共有することで、多様性を認める寛容な考え方と新しい価値を創造する力を育むことを目的に実施する。」</p>
回 答 事 項
本事業は子どもを対象とした事業であるため、子どもたち同士で価値観を共有することを想定しております。
質 問 事 項
業務委託仕様書 (案) 4 委託業務の内容 (1) ワークショップの実施 ア 県内の小学校、中学校、高等学校、児童施設、文化施設等を対象と記載がありますが、公共施設以外での開催は可能でしょうか？例えば、富岡町のえびす講市でテントを借りて、子ども向けのワークショップをするなどは可能でしょうか？
回 答 事 項
子ども向けのワークショップのニーズがあり、連携できる施設であれば、その種類は問いませんが、具体的には契約後の協議の中で決定することとします。